

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
76	1	地域包括ケアの深化・推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化	【重点施策】 地域包括支援センターの運営・機能強化		土佐山田圏域に地域包括支援センターを設置し、香北・物部圏域には地域包括支援センターの窓口機能を設け、地域の身近な場所において、高齢者や家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の支援をしています。 地域包括支援センターは、地域包括ケア体制を構築していくうえでの中核的機関としての役割を担っています。運営にあたっては、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種に比べ、その他の専門職等の確保に努め、複雑化する課題に対応できるよう、関係部署との連携を図り、センターの機能や体制の強化に努めます。	土佐山田圏域に地域包括支援センター、香北・物部圏域に包括の窓口を設置することで、地域の身近な場所において相談支援と地域特性に応じた事業を行うことができています。業務を安定的に提供するための人員確保は必須だが、配置することとされている専門三職種のうち主任介護支援専門員の不在が続いており、その他専門職と合わせ人材確保と人材育成が課題である。				
76	1	地域包括ケアの深化・推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化	介護予防ケアマネジメント事業		要支援1・2に該当する認定者のケアマネジメント業務を実施しています。要介護状態等になることを予防するために、高齢者の心身状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業やその他の適切な事業が、包括的かつ効率的に実施されるよう支援します。 また、事業継続のため、介護支援専門員等の人材確保に努めます。	令和7年12月時点の利用者は295名で、若干増加傾向にある。例年、介護支援専門員等の人材確保に苦慮している。				
76	1	地域包括ケアの深化・推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化	総合相談支援事業		地域包括支援センターにおいて、窓口相談や電話・訪問による相談を行い、適切なサービスや制度の利用につながるよう支援しています。 一人暮らしや高齢者だけの世帯の増加に伴い、支援を要する人は増加しており、高齢者だけではなく、その家族等からも相談を受け付けています。相談内容が複雑化しているため、健康推進課や福祉事務所、その他の関係機関と協力して、多方面からの支援が必要な相談に対応することで、気軽に相談できる窓口機能、相談支援体制の充実に努めます。	総合相談支援事業は、土佐山田圏域4名、香北・物部圏域3名の地区担当職員を中心に対応している。本人・家族等からの相談とそれに伴う連絡調整を含めた相談対応件数は、R6年度が6,980件、R7年度（12月末時点）が6,622件であり、介護保険サービスの利用、権利擁護、認知症に関する相談が多い。高齢化の進展に伴い、介護ニーズの高い85歳以上の人口や独居高齢者、認知症の増加が見込まれるため、総合相談支援事業を円滑に実施するための体制整備が課題である。				
76	1	地域包括ケアの深化・推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		地域包括支援センター連絡会を開催し、情報共有の場の確保や、スキルアップのための研修会を行うとともに、困難事例への同行支援や介護支援専門員からの相談に対応しています。 生活上の課題を抱えている高齢者が、住み慣れた地域での暮らしを継続していくためには、包括的かつ継続的な支援が重要となります。支援を必要とする高齢者が、必要な支援を継続的に利用できるよう、地域での生活を支えるケアマネジメントの実現を目指します。	年6回、地域包括支援センター連絡会を開催し、情報共有やスキルアップに取り組んでいる。また、年間を通して介護支援専門員の相談に対応し、困難事例への助言や同行訪問を実施している。独居で身寄りがない等、課題が重複し、対応に苦慮している。				
77	1	地域包括ケアの深化・推進	(2) 地域包括ケア会議の推進	地域包括ケア会議の開催（包括的支援事業）		地域包括ケア会議を定期的に開催し、ケース検討を積み重ねていくことで、地域課題の把握と、多職種連携による取組を推進しています。 香美市社会福祉協議会と地域包括支援センターが生活支援コーディネーターの役割を担い、地域包括ケア会議の場で情報交換や連携を推進することで、地域活動支援の充実に努めます。 また、各圏域の地域特性や課題に応じた事業を展開することで、住み慣れた地域での生活の継続を支援します。	月1回、個別ケア会議を開催し、各事例についてのケース検討を実施している。また、年1回、市域ケア会議を開催し、地域課題についての情報共有や検討を行っている。独居で身寄りがなく、認知症がある等、課題が重複した困難事例が増加傾向である。	個別ケア会議 開催回数	年12回	年12回	年12回
							市域ケア会議 開催回数	年1回	年1回	年1回	
78	1	地域包括ケアの深化・推進	(3) 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護に関する連携支援・相談		地域包括支援センターに相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者、利用者及びその家族等からの相談に対応しています。 引き続き、地域包括支援センターにおいて相談対応や情報提供を行うとともに、関係機関との連携支援に努めます。	地域包括支援センターに連携コーディネーター（他業務と兼務）を2名配置し、関係機関からの相談に対応している。また、市内の医療機関・介護事業所には相談窓口のチラシを送付し周知を行っている。在宅医療・介護連携に関する相談件数は、R6年度36件、R7年度（12月末時点）12件である。				
78	1	地域包括ケアの深化・推進	(3) 在宅医療・介護連携の推進	多職種による情報共有		市内の医療・介護関係者等を対象に、事例検討会や勉強会を開催し、在宅医療・介護に関する知識を深めるとともに、地域の医療・介護関係者等の連携強化に取り組んでいます。 引き続き、市内の医療・介護関係者等を対象とした勉強会や情報交換会を開催することで、多職種間の連携を図ります。	R6年度とR7年度は、地域勉強会と事例検討会を各1回ずつ開催した。 参加者の9割以上の方が、勉強会・事例検討会等の実施が地域の医療と介護の連携に効果があると回答している。	地域勉強会の実施	年1回	年1回	年1回
							事例検討会の実施	年1回	年1回	年1回	

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
78	1	地域包括ケアの深化・推進	(3) 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護に関する普及啓発		介護保険パンフレット、認知症支援ガイドブック等により、在宅医療・介護に関する住民への周知・啓発に取り組んでいます。 在宅医療・介護に関する住民向け講演会等を開催し、啓発に努めます。	令和6年度に介護保険パンフレット、令和5年度に認知症支援ガイドブックを改訂し、配布・周知を行った。 市民向けにACPの講演会を年1回開催しており、R6年度29名、R7年度64名の参加があった。	講演会(市民講演会含む)の実施	年1回	年1回	年1回
78	1	地域包括ケアの深化・推進	(3) 在宅医療・介護連携の推進	【重点施策】 4つの場面への対応		在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療の場を生かしつつ、入院時から退院時の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、医療と介護が主に共有する4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組を推進します。 ①日常の療養支援：国の整備する情報通信技術（ICT）を活用し、患者の日常の様子や状態の変化を速やかに把握し、関係者間で共有する体制や多職種連携の強化、認知症ケアパスを活用した支援等により、日常の療養支援体制の構築を目指します。 ②入退院支援：入院医療機関と在宅医療・介護に係る機関との協働・情報共有体制を支援し、切れ目のない医療・介護サービスの提供を目指します。 ③急変時の対応：在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問介護の体制及び入院病床の確認に努め、急変時における救急との情報共有方法を含めた連携体制の構築を目指します。 ④看取り：市民への普及啓発として開催しているACPをテーマとした講演会を今後も継続して開催し、人生の最終段階における意思決定支援を行います。また、住み慣れた場所（自宅、介護施設等）や患者が望む場所での看取りが実施できる体制を目指します。	市内の医療・介護関係者を対象に、情報交換会、事例検討会、地域勉強会を開催し、多職種連携の強化を図っている。R6年度とR7年度は、これらの事例検討会や勉強会等を年1回ずつ開催した。これにより、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応をスムーズに実施するための連携体制の構築ができています。 本人が望む場所での看取りを実現するには、地域の医療介護体制を維持するための人材確保も将来的には課題である。				
79	1	地域包括ケアの深化・推進	(4) 高齢者の住まいの安定確保	住宅型有料老人ホームの設置		令和5年（2023年）11月時点で、土佐山田圏域に1か所（60床）整備されています。 今後、県と情報連携を図りながら介護保険施設サービス等の施設・居住系サービスの基盤整備の際には、住宅型有料老人ホームの設置状況を勘案することとします。	土佐山田圏域には、1か所（60床）の住宅型有料老人ホームが整備されていたが、入居者の介護量が増加したことなどを理由に、令和6年6月1日付で特定施設入居者生活介護施設へ移行した。 今後も県と情報連携を図りつつ、介護保険施設サービス等の施設・居住系サービスの基盤整備のあたっては、住宅型有料老人ホームの設置状況を勘案する。				
79	1	地域包括ケアの深化・推進	(4) 高齢者の住まいの安定確保	サービス付き高齢者向け住宅の設置		令和5年（2023年）11月時点で、土佐山田圏域に5か所（98床）整備されています。 今後、県と情報連携を図りながら介護保険施設サービス等の施設・居住系サービスの基盤整備の際には、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案することとします。	令和7年2月時点で、土佐山田圏域に5か所（98床）整備されている。今後も県と情報連携を図りながら介護保険施設サービス等の施設・居住系サービスの基盤整備の際には、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案する。				
79	1	地域包括ケアの深化・推進	(4) 高齢者の住まいの安定確保	生活福祉センターこづみ居住支援事業		60歳以上の一人暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人、家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢などのために独立して生活することが不安のある人に対し、介護支援機能、居住機能を総合的に提供しています。 居宅において生活することに不安のある高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。（入居定員 12名）	部屋が空いている期間が長い場合積極的に部屋を活用していきけるよう周知していく。	入所者数	5人	5人	5人
79	1	地域包括ケアの深化・推進	(4) 高齢者の住まいの安定確保	市営住宅等、既存の社会資源の有効活用		在宅生活が困難となった高齢者について、市営住宅や高齢者向け住宅への入居を促しています。 管財課等の関係各課と連携を図りながら、高齢者の住まいの確保に努めます。	在宅生活が困難となった高齢者について、市営住宅や高齢者向け住宅への入居を促している。				

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
79	1	地域包括ケアの深化・推進	(5) 生活支援サービスの体制整備	介護予防・生活支援サービス事業「生活支援事業」		地域包括ケア会議や生活支援コーディネーターとの連携、香美市社会福祉協議会に委託している介護予防事業を通じて、見守りや生活支援のためのボランティア活動を支援しています。 今後も地域の課題やニーズを把握し、必要な生活支援サービスの検討を行います。 また、ボランティアポイント制度導入についても検討します。	生活支援コーディネーターの協議体を年3回実施している。令和8年3月18日に開催の市域ケア会議にて地域課題の共有を行う予定である。	市域ケア会議における課題共有	年1回	年1回	年1回
79	1	地域包括ケアの深化・推進	(5) 生活支援サービスの体制整備	生活支援体制整備推進協議体		香美市社会福祉協議会と地域包括支援センターが生活支援コーディネーターの役割を担っており、事業目的、目標、評価等を含めた情報交換と地域課題の共有を随時行いながら、生活支援コーディネーター協議会を定期開催（年3回）しています。 今後も引き続き、生活支援体制整備推進協議体で地域の情報共有、地域課題の検討を行い、各圏域の地域特性や課題に応じた事業実施に努めます。 また、住民ニーズと資源の現状を共有し、必要な生活支援の検討や地域にある資源の見える化を行うとともに、発見した課題については、市域地域包括ケア会議で取り上げ、関係機関や有識者等と共に協議します。	令和7年度は、5月19日、9月29日、2月4日の年3回、生活支援コーディネーター（第1層2名、第2層4名の計6名）で集まり、協議体を開催した。協議体では、生活支援コーディネーターの活動状況や地域課題を共有している。	生活支援コーディネーター協議会の開催	年3回	年3回	年3回
80	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発	【重点施策】 香美市認知症支援ガイドブック（認知症ケアパス）の普及啓発		認知症が疑われる症状が発生した時や認知症の人を支える場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければいいのか理解できるよう「香美市認知症支援ガイドブック」を配布しています。令和4年（2022年）度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」ではガイドブックの認知度が11.6%と令和元年（2019年）度調査時より低下しており、普及が十分ではないため、関係機関に配布するとともにより多くの地域住民の目に留まるような広報の仕方を検討します。	令和7年11月に市として初めての取り組みである認知症高齢者の見守り・声かけ訓練を実施した。その訓練後の講話で、認知症支援ガイドブックを配布し、認知症に関する啓発を行った。また、認知症カフェの勉強会や地域の集いへ出向いた際などで認知症支援ガイドブックを用いた説明を行った。	認知症支援ガイドブック認知度	—	30%	—
80	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発	地域住民に向けた認知症理解を深める普及啓発の取組		認知症があっても住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できることを目的とした香美市よりそい支援事業を香美市社会福祉協議会に委託し、普及啓発活動をはじめとする様々な事業を実施しています。 地域の集いや公民館等への出前教室の実施、自ら認知症予防（認知症の進行を遅らせる）に取り組むことができる活動を実施します。	認知症サポーターと一緒に活動し、香美市認知症支援ガイドブックの普及啓発を行っている。 また、集いとは別に各地区の公民館で出前ろばカフェを開催し、地域住民が自主的に認知症予防に取り組んでいる。今後も、それらの取り組みを継続できるよう活動を支援する。	出前ろばカフェ	月1回以上	月1回以上	月1回以上
								認知症予防教室	月1～2回 (年17回)	月1～2回 (年15回：見込み)	
									月2回	月2回	月2回
									月1～2回 (年23回)	月2回 (年24回：見込み)	
80	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(2) 適切な医療・介護等の提供	認知症初期集中支援チーム員活動		認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症当事者やその家族を早期に支援するため「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。 認知症初期集中支援チームは、同仁病院、香美市社会福祉協議会、地域包括支援センターで構成されています。 認知症当事者の支援方針の検討、チーム員スキルアップのための勉強会を開催するなど、効果的な支援に努めます。	定期的に認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、新規のケースの支援方法について検討や現状報告を行っている。チーム員会議を開催することで、初期集中支援チーム員の情報共有の場となっている。	認知症初期集中支援チーム員会議の開催	年5回	年5回	年5回
								勉強会の開催回数	年4回	年4回	
									年1回	年1回	年1回
									年1回	年1回	
80	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(3) 若年性認知症施策の強化	若年性認知症対策の充実		若年性認知症に対する相談窓口の周知、治療や就労支援に関する制度の情報提供をしています。 高知県が配置する若年性認知症コーディネーターと連携しながら取り組みます。	認知症サポーター養成講座では、若年性認知症についての説明も行っている。今年度は、医大の若年性認知症コーディネーターの協力を得て、市内の学校職員を対象に認知症サポーター養成講座を行った。また、若年性認知症をテーマにした「オレンジランプ」の上映会を夏休みの時期に実施し、若い世代の方の参加もあった。				
81	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(4) 認知症の人や介護者への支援	認知症カフェ		認知症について知る・学ぶ・考える場所として、認知症カフェ「陽まわりの集いカフェ」を実施しています。 認知症当事者やその家族に参加してもらい、認知症の人などにやさしい地域をつくるためにはどうしたらいいか一緒に考える場の構築を目指します。	毎月1回「陽まわりの集い」の認知症カフェを実施し、認知症についての勉強会の実施や参加者と認知症について一緒に考える場所となっている。保健師や社会福祉士の専門職も参加し、相談できる環境づくりも行っている。	認知症カフェ開催回数	月1回	月1回	月1回
								勉強会開催回数	月1回	月1回	
									年2回	年2回	年2回
									年2回	年2回	

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
81	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(4) 認知症の人や介護者への支援	香美市認知症支援推進協議会		認知症支援についての検討のため、地域の関係機関と意見交換をする場として、香美市認知症支援推進協議会を開催しています。認知症の人などが安心して暮らせるまちにするためには、地域とのネットワークを形成することが必要になるため、定期的に香美市認知症支援推進協議会を開催し、地域の関係機関と連携を図ります。	1回目の認知症支援推進協議会では、今年度はじめて取り組んだ声かけ模擬訓練の実施に向けて地域の関係機関と意見交換することができた。2回目は2月中旬に開催予定で、今年度より開始した認知症高齢者等の事前登録制度の利用状況についてや見守り声かけ模擬訓練の実施について報告し、意見交換する予定となっている。	開催回数	年2回	年2回	年2回
81	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(4) 認知症の人や介護者への支援	認知症相談窓口の周知活動		介護者や家族の精神的な悩み等、認知症に関する様々な相談に対応する公益社団法人 認知症の人と家族の会 高知県支部が提供する認知症の専門相談窓口（コールセンター）や、高知県高齢者・障害者権利擁護センターが提供する総合相談窓口の周知活動を実施しています。市ホームページや香美市認知症支援ガイドブックを活用して、これらの相談窓口の存在やサービス内容を広く周知していきます。	認知症カフェの勉強会では、地域包括支援センターの紹介を包括職員が講師役で実施し、参加者の方に相談窓口の周知ができた。また、歯科衛生士より歯と認知症の関係について講演を行い、認知症予防について学びを深めることができた。今後も認知症に関連する事業や活動の場で、認知症支援ガイドブックを活用し、認知症相談窓口の周知を行う。				
81	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(5) 地域・官民が連携した共生社会の実現	【重点施策】 認知症高齢者の見守り		認知症サポーターの養成や認知症カフェの充実、認知症予防教室、よりよい支援事業などを一層充実させることにより、認知症の地域での見守りの輪を強化し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。関係機関や地域住民を対象に認知症高齢者の見守り・声かけの模擬訓練の実施を検討します。	これまで認知症支援推進協議会にて、認知症高齢者の見守り・声かけ模擬訓練の実施に向けて検討を実施してきた。今年の11月に声かけ模擬訓練を実施し、見守り企業や民生委員、社会福祉協議会の参加があり、認知症に関する正しい知識の普及を行う事ができた。今後も地域で認知症高齢者を見守る体制づくり強化のために、継続して声かけ模擬訓練を実施していく予定である。	認知症高齢者見守り・声かけ模擬訓練	—	年1回	年1回
81	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(5) 地域・官民が連携した共生社会の実現	認知症サポーターの養成		地域全体での見守り体制の構築に向け、地域や学校、見守り支援協力機関等へ認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけています。幅広い年齢層や職業の人が認知症サポーターに加わることは、力強い存在となります。今後も引き続き、認知症サポーター養成講座開催への働きかけを行い、地域の支え合いの輪を一層充実することで、地域共生社会の実現を目指します。	今年度は、小学校や香美市民、学校職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施した。グループワークも実施し、認知症についての理解や関わり方について意見交換し、学びを深めることができた。また、学校職員を対象に行った講座では、認知症本人の声も実際に聴け、参加者が自分事として考えられるきっかけとなった。今後も、幅広い年齢層向けに講座を実施し、若い世代にも働きかけを行う。	養成講座開催回数	年1回	年1回	年1回
82	2	認知症高齢者等にやさしい地域づくり	(5) 地域・官民が連携した共生社会の実現	認知症サポーター活動促進事業		あったかふれあいセンター事業のサロンボランティアや施設での傾聴ボランティア、声ともだち（電話による見守り）で活動するボランティアが認知症サポーター養成講座で認知症について学び活躍しています。民生委員・児童委員も講座を受講し、地域の見守り活動に役立ててくれており、今後もこのような活動を支援するとともに、ステップアップ講座の実施について検討します。	民生委員の定例会にて、今年度より開始した「認知症高齢者等事前登録制度」について説明を行った。その際に、作成した事前登録制度のチラシや包括のチラシを配布し、地域での見守り活動に役立ててもらえるよう呼びかけた。民生委員の中には認知症サポーター養成講座を受講した経験があり、認知症サポーターとして地域で活躍している方もいた。				
82	3	権利擁護の取組の充実	(1) 成年後見制度の普及促進	成年後見制度の普及啓発		成年後見制度の普及啓発について、香美市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、権利擁護支援の広報活動、市民向け制度啓発パンフレットの配布や講演会を開催しています。正しく制度を知ってもらうため、職員や支援者等の関係者を対象とした研修を実施します。	香美市社会福祉協議会の香美ゼミナールにて、市民向けに成年後見制度を含む、老後と終活についての勉強会をR8.2月に実施予定である。また、職員を対象に成年後見制度や中核機関についての研修もR8.2月に実施を予定している。	成年後見制度の認知度	—	65.00%	—
							関係者研修	—	集計中		
									年1回	年1回	年1回
									年1回	年1回	
82	3	権利擁護の取組の充実	(1) 成年後見制度の普及促進	中核機関における相談・対応体制の整備		令和5年（2023年）4月に中核機関を設置し、高齢・障がいの各相談機関等からの成年後見制度の利用に関する相談対応を開始しました。地域の相談機関からの相談を受け、成年後見制度利用や後見制度の利用開始に係る市長申立ての適否の協議を行うなど、適切な成年後見制度の利用につながるよう取り組んでいます。成年後見制度の利用が不適切と判断された場合も必要な支援を関係者と連携して検討し、支援を行っています。相談内容やその後の対応結果を踏まえ、司法専門職等を含む関係機関と共に、地域の課題把握等を行い、よりよい相談体制の整備を進めていきます。	中核機関に相談があれば、その都度、中核機関にて協議を行い適切な成年後見制度の利用につながるよう取り組んでいる。相談内容により、中核機関での判断が困難な場合は、高知県権利擁護支援アドバイザー派遣を利用しており、令和7年度は1件利用している。また、無料電話相談ひまわりあんしん事業を2件利用している。成年後見制度利用調整会議にて、地域の専門職の方に成年後見制度利用の是非についてや、代替手段の助言等を行ってもらうよう、専門職の参加を検討している。				

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)
82	3	権利擁護の取組の充実	(1) 成年後見制度の普及促進	権利擁護支援の必要な高齢者の発見・支援		高齢者の身体機能や認知機能が低下してくると、消費者被害や特殊詐欺、虐待など、高齢者の権利が侵害されるリスクが高くなってきます。地域での見守り、通いの場や介護予防事業、総合相談支援事業等を通じて、香美市社会福祉協議会や各関係機関等と連携を図りながら、権利擁護の必要性を検討し、必要な高齢者に対し早期に関わり、支援につなげていきます。今後も、関係機関等と権利擁護に係る情報共有を図り、連携を強化しながら、権利擁護の必要な高齢者の早期発見と早期支援に取り組みます。	地域での見守り、通いの場や介護予防事業、総合相談支援事業等を通じて、各関係機関等と連携を図り、権利擁護の必要性を検討し支援につなげられている。今後、さらに権利擁護の課題内容も複雑になることが想定されるため、多様な制度等の整備が必要である。				
83	3	権利擁護の取組の充実	(2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応	高齢者虐待防止に関するネットワークの推進		香美市権利擁護連携協議会を開催し、前年度の高齢者虐待に関する相談件数や対応について報告しています。高齢者虐待の早期発見や未然防止対策に向け、高齢者虐待の相談窓口の周知、香美市権利擁護連携協議会の定期開催、介護サービス事業所における高齢者虐待防止の合同研修や情報交換等により、高齢者虐待防止に関するネットワークの推進に努めます。	香美市権利擁護連携協議会を令和7年10月24日に開催し、前年度の高齢者虐待に関する相談件数や対応について報告した。介護サービス事業所（地域包括支援センター）における虐待防止の研修を実施した。	香美市権利擁護連携協議会の実施	年1回	年1回	年1回
								介護サービス事業所との研修・情報交換の実施	年1回	年1回	年1回
								—	年1回		
83	3	権利擁護の取組の充実	(2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応	地域における高齢者虐待防止の取組		高齢者虐待に係る広報や啓発、認知症高齢者の見守り等を通じて、地域における高齢者虐待の防止に取り組んでいます。日常的な声かけや地域の集いなどの住民同士の見守りの中で気になる高齢者や家族について、早期に地域包括支援センターへの相談につながるよう、民生委員・児童委員や香美市社会福祉協議会等との連携を強化し、地域全体で高齢者虐待の予防に対する意識を高めていくよう努めます。	早期に地域包括支援センターへの相談につながるよう、民生委員・児童委員の総会で相談窓口について広報した。	広報等による相談窓口の周知	年1回以上	年1回以上	年1回以上
									年1回	年1回	
83	3	権利擁護の取組の充実	(2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応	【重点施策】身寄りがない人への支援ガイドラインの検討		虐待やセルフネグレクト等により、入院・入所や介護サービスの利用等が必要となった際に、身元引受人や金銭管理者が不在であるため、必要な支援を受けることが困難となる人が発生しています。この問題に対応するため、令和5年（2023年）10月に「養護老人ホーム入所中の身寄りがない人への支援ガイドライン」を作成しました。養護老人ホームの入所以外においても、同様に必要な支援が提供されるよう、ガイドラインの整備について検討を進めます。	ガイドライン作成に向けて、成年後見制度利用促進検討会にて、成年後見制度以外での本人支援についても専門職と協議している。	ガイドラインの作成	検討	作成	—
									検討	作成	
83	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(1) 災害や感染症対策に係る体制整備	災害対策の推進		災害や感染症流行時への備えとして、高齢者施設等が緊急時に適切な対応を行うことができるよう、平常時から関係機関と連携し、必要物資の備蓄や調達方法等について検討しています。香美市地域防災計画や香美市新型インフルエンザ等対策行動計画、国、県の通達等に基づき施策を展開します。	地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議において、災害や感染症流行時への備えに対する懸案事項等について話し合いを行い、具体的な相談があれば、対応できるよう努めている。				
83	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(1) 災害や感染症対策に係る体制整備	要配慮者対策の整備		災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めています。対策を進めるにあたっては、本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点への配慮に努めます。	避難行動要支援者に占める名簿情報提供同意者の数が伸び悩んでいる。個別避難計画は、作成しているが、安全な避難先が確保できておらず、計画作成をもって要配慮者の安全確保とはなっていない。	避難行動要支援者に占める名簿情報提供同意者の割合	45.00%	50.00%	60.00%
								個別避難計画作成者数	150人	150人	150人
									280人	266人	
								避難行動要支援者に占める個別避難計画作成率	15.00%	20.00%	25.00%
									23.61%	28.88%	
84	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(1) 災害や感染症対策に係る体制整備	高齢者台帳の整備		地域包括支援センターでは、高齢者本人や家族等からの相談記録を地域包括支援システムに蓄積しており、平常時の見守りや緊急時の情報として活用しています。今後も自主防災組織との連携や防災対策課、福祉事務所等の関係部署と連携を図りながら取り組みます。	相談や対応歴については、地域包括支援システムの経過記録に保存し、平時や緊急時の情報として活用している。今後も、関係機関と連携して体制整備に努める。				

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
84	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(1) 災害や感染症対策に係る体制整備	感染症対策の推進		県や福祉保健所、医療機関や介護保険事業所等の関係機関と連携を図りながら、日頃から高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信をしています。 平常時より感染症対策を継続して実施するとともに、感染症の流行時には、県、福祉保健所等の関係機関と連携を図り、高齢者等への正確な情報提供や相談体制の整備に努めます。 また、生活の維持に向けて、社会福祉施設等の運営維持や、支援を必要とする高齢者等への対応など、関係機関等と連携を図りながら、速やかで適切な対応に努めます	「介護サービス事業者における事故報告のガイドライン」を策定。食中毒や感染症等が発生した場合の報告様式を定め、介護事業所等で感染症が発生した際には、速やかに情報収集し適切な対応に努める。				
84	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	火災報知器・自動消火器の給付		防火の配慮が必要な一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、火災報知器や自動消火器を給付しています。 防火対策をすることで、火災への不安を解消し、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう支援します。	令和7年度の申請は1件もなかった。元々部屋に付属されている物件が増えてきており、需要が減少してきていると考えられる。	自動消火器申請	2件	2件	2件
								火災報知器申請	0件	0件	
									1件	1件	1件
									0件	0件	
84	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	緊急通報装置の貸与		緊急時における通信手段として、65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、急病などの緊急時に対応できる通報装置を貸与しています。 24時間対応の非常通報と随時の健康相談が可能のため、高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう支援します。	目標利用者数は達成できなかった。死亡や長期入院などで利用停止となる件数が多かったことが、達成できなかった一因として考えられる。	利用者数	26人	26人	26人
									20人	18人	
84	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	福祉タクシー料金助成事業		高齢者を主な対象として、タクシーの利用料金の一部を助成しています。事業内容が周知されてきたことや、最寄りの量販店等の減少に伴い、タクシー利用が必要な場面が増加し、利用者数は増加傾向にあります。 タクシーは高齢者の重要な移動手段となっており、経済的負担の軽減だけでなく、外出の機会を増やし、社会参加や生活支援を促進することにより、保健福祉の向上を図ります。	目標利用者数は達成できなかったが、利用者数は増加傾向にある。今後はさらに周知を進め、利用者数を増加させていく。	利用者数	480人	480人	480人
									461人	455人	
85	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	公共交通の充実		市営バス事業（路線バス・デマンドバス）や民間路線バス支援等により、公共交通の充実に取り組んでいます。移動手段を持たない高齢者にとって、公共交通は通院や買い物など、日常生活に欠かすことができない生活を支えるための基盤です。今後も持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を行うため、香美市地域公共交通計画に基づき様々な施策を行います。	香美市地域公共交通計画の25事業計画に基づき、公共交通の維持・発展に取り組んだ。全国的に運転手不足が問題となっている中、今後も持続可能な公共交通を模索する必要がある。				
85	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	住宅改造支援事業		高齢者等が居住する住宅を、身体状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改築する費用の一部を助成しています。 日常の問題点、例えば段差や移動距離などを解決することで、住み慣れた環境で安心して健やかな生活が送れるよう取り組みます。	申請件数は2件あり、目標件数を達成した。	住宅改造支援事業申請者	2件	2件	2件
									0件	2件	
85	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	生活管理指導員派遣事業		要介護・要支援の認定を受けていない、おおむね65歳以上の高齢者のうち、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立などにより社会適応が困難な人の自宅に、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣しています。 日常生活や家事に対する支援・指導、対人関係の構築の支援・指導、関係機関等との連絡調整などのサービスを提供し、住み慣れた環境で、自分らしく、できる限り自立した健康な社会生活を送れるよう取り組むことで、高齢者の要介護状態への進行の予防を目指します。	介護サービスを受けている高齢者が多く、需要が減少してきていると考えられる。	サービス利用者	2人	2人	2人
									0人	0人	
85	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	在宅高齢者配食サービス事業		おおむね70歳以上の援護を要する一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、または調理が難しい障がいのある人を対象に、定期的に自宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を実施しています。 引き続き、食生活の安定と在宅生活の維持を目指します。	現在24名の方が利用している。体調が良くなり、自身で動けるようになったために利用を停止する利用者も見られ、在宅生活の維持が促進されている。	配食サービス利用者数	30人	40人	50人
									18人	33人	

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
85	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	生活福祉センターこづみ居住支援事業【再掲】		60歳以上の一人暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人、家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢などのために独立して生活することが不安のある人に対し、介護支援機能、居住機能を総合的に提供しています。 居宅において生活することに不安のある高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。（入居定員 12名）	部屋が空いている期間が長いので積極的に部屋を活用してもらえよう周知していく。	入所者数	5人	5人	5人
85	4	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	(2) 福祉事業の推進	ユニバーサルデザインへの対応		市役所本庁舎及び各支所等、公共性の高い建物について、ユニバーサルデザインへの対応に取り組んでいます。 設置しているオストメイト対応トイレの維持修繕や新規建築予定の施設へのユニバーサルデザインへの対応を推進します。	市の施設等のオストメイトの設置状況を調査したところ、18か所の設置が確認できた。福祉事務所設置のオストメイトは4か所。設置について要望があれば、随時設置を検討していく。	設備管理の継続	4か所	4か所	4か所
86	5	介護保険サービスの充実	(1) サービス基盤整備	【重点施策】小規模多機能型居宅介護事業所の整備		住み慣れた地域での生活の継続性を高めるため、訪問・通い・泊まりのサービスを組み合わせ利用できる小規模多機能型居宅介護事業所1か所の整備を目指します。	令和7年10月に小規模多機能型居宅介護事業所の開設事業者を公募したが応募がなかった。引き続き公募する。	整備数	1か所整備		
86	5	介護保険サービスの充実	(1) サービス基盤整備	特定施設入居者生活介護の整備		住み慣れた地域での生活の継続性を高めるため、要介護高齢者等が入居できる介護施設としての役割が期待される特定施設入居者生活介護1施設（60床）の整備を目指します。	土佐山田圏域の住宅型有料老人ホームが令和6年6月1日付で特定施設入居者生活介護施設へ移行。	整備数	1施設（60床）整備		
86	5	介護保険サービスの充実	(1) サービス基盤整備	その他の基盤整備		本計画期間における市が指定権者となるサービス基盤整備は、小規模多機能型居宅介護のみです。ただし、中長期を見据えた介護需要や住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を勘案しながら、市内及び近隣事業者の参入意向等を継続的に把握し、真に支援が必要な高齢者が、可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、必要に応じて基盤整備を図ります。	市内及び近隣事業者の参入意向等を継続的に把握しながら、必要に応じて基盤整備を図る。				
86	5	介護保険サービスの充実	(2) 介護保険サービスの質の向上	介護保険制度に関する情報提供		市ホームページを通じた情報提供や、香美市介護保険ガイドブックの作成・配布等を通じて、市民に対して介護保険に関する周知活動に取り組んでいます。 介護保険制度の円滑な運営と信頼構築のために、引き続き、広報紙やパンフレット等を活用し、介護保険制度や介護サービスの利用方法について理解を深める取り組みを継続します。 また、介護保険制度利用に関する相談に応じるために、専門職等の確保に努め、円滑な相談体制の構築を目指します。	専門職による相談対応時、香美市介護保険ガイドブックを活用し、情報提供している。また、市ホームページや広報を通じて、継続して周知に努める。	周知活動	年1回	年1回	年1回
86	5	介護保険サービスの充実	(2) 介護保険サービスの質の向上	各種相談・苦情等への対応		各種相談・苦情等に対して、認定調査員や認定審査会、担当介護支援専門員やサービス提供事業者と連携して対応しています。 要介護認定、サービス内容に関する苦情等については、市民に身近な機関として、高齢介護課や地域包括支援センターにおいて、迅速かつ適切な対応に努めます。 要介護認定に関する苦情については、認定調査員や認定審査会等と連携を図りながら適切な対応に努めます。	要介護認定、サービス内容に関する苦情等については、高齢介護課や地域包括支援センターにおいて、迅速かつ適切な対応に努めている。 要介護認定に関する苦情については、認定調査員や認定審査会等と連携を図りながら適切な対応に努めている。				
87	5	介護保険サービスの充実	(2) 介護保険サービスの質の向上	県等と連携した相談・苦情等への対応		各種相談・苦情等に対して、市では対応が困難な事例については県と連携して対応しています。 要介護・要支援認定や保険料に関する不服申立ては、高知県介護保険審査会に審査請求を行うことができます。 また、介護保険制度におけるサービス内容や事業者・施設等に関する苦情・相談等については、高知県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら適切な対応を行うとともに、市窓口寄せられた苦情や相談、困難事例等についても、県や高知県国民健康保険団体連合会と連携した対応を行います。	各関係機関等と連携を図りながら適切な対応に努めている。				

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
87	5	介護保険サービスの充実	(2) 介護保険サービスの質の向上	介護サービス情報の公表		市内の介護保険サービスの情報について、ガイドブックやホームページ等で積極的に公表し、住民に周知しています。 また、介護保険サービスに関する問い合わせについて、窓口や電話、訪問による対応をしています。 市民が介護や支援を必要とするときには、自らの意思で適切なサービスを選択し利用できるよう、高齢介護課や地域包括支援センター等を通じて、わかりやすい情報提供に努めます。	令和6年度からホームページに地域密着型サービスの特徴や各事業所の空き情報等の掲載を開始し、市民へのわかりやすい情報提供に努めた。				
87	5	介護保険サービスの充実	(2) 介護保険サービスの質の向上	サービスの質の向上		居宅介護支援事業所やサービス事業所に向けた研修会を開催し、介護保険サービスの適正な運営に努めています。 サービス事業所の運営状況や、サービス提供状況の把握に努めることで、サービスの質の向上を目指します。	令和7年3月に居宅介護支援事業所と地域密着型サービス事業所を対象とした人員、設備、運営、介護報酬に関する基準等についての研修（集団指導）を実施した。地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議に出席し、サービス事業所の運営状況や、サービス提供状況の把握に努めている。				
87	5	介護保険サービスの充実	(3) 介護給付適正化事業の推進	要介護認定の適正化	(1) 要介護認定調査の事後点検	要介護認定調査の平準化を図るために、要介護認定調査の内容について、調査票の記入漏れの有無、選択項目と特記事項、主治医意見書との整合性の確認をしています。 事後点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。	認定調査全件の事後点検を実施。	直営で行っている認定調査、委託している認定調査全件数に対する事後点検実施率	100%	100%	100%
87	5	介護保険サービスの充実	(3) 介護給付適正化事業の推進	要介護認定の適正化	(2) 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差及び保険者間の合議体格差の分析	一次判定から二次判定の変更率を合議体ごとに算出し、別の合議体や、県平均、全国平均の変更率と比較分析して、一次判定の結果から介護度が軽くなるまたは重くなる傾向を数値的に把握しています。 合議体間ではばらつきがある場合や県平均、全国平均と差がある場合は是正するよう努めます。	国から年2回提供されるデータの分析を実施。	合議体格差の分析	年2回	年2回	年2回
88	5	介護保険サービスの充実	(3) 介護給付適正化事業の推進	ケアプラン点検	(1) ケアプラン点検	ケアプランの記載内容について点検し、介護支援専門員とともに確認・検証するとともに、本市の事業所所属の介護支援専門員を対象とした研修会を開催しています。 介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指します。 また、点検によって個々の受給者が真に必要なサービスを確認するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するよう努めます。	ヒアリング対象の3事業者については、令和7年11月末までに委託事業として実施し、その他の6事業者については書類審査を実施済み。 令和7年10月15日ケアマネジメント研修会を実施。	書類点検	6事業所 (介護支援専門員1名につき1件)	6事業所 (介護支援専門員1名につき1件)	6事業所 (介護支援専門員1名につき1件)
								ヒアリング	3事業所 (1事業所につき5件)	3事業所(1事業所につき5件)	3事業所(1事業所につき5件)
									3事業所 (1事業所につき5件)	3事業所 (1事業所につき5件)	
88	5	介護保険サービスの充実	(3) 介護給付適正化事業の推進	ケアプラン点検	(2) 住宅改修の点検	住宅改修工事の施工前に工事見積書の点検を行うとともに、施工後に竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検しています。 受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修がないよう努めます。 なお、写真等だけでは確認できないなど疑義がある場合は、訪問調査等により確認を行います。	書類点検は全件実施している。 疑義がある申請1件について、訪問調査を実施した。	書類点検の実施率	100.00%	100.00%	100.00%
								訪問調査の実施率	100.00%	100.00%	100.00%
88	5	介護保険サービスの充実	(3) 介護給付適正化事業の推進	ケアプラン点検	(3) 福祉用具購入・貸与調査	福祉用具購入、軽度の要介護者に対する福祉用具貸与について書類審査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検しています。 受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。	全件書類審査を実施している。	書類点検の実施	100.00%	100.00%	100.00%
									100.00%	100.00%	

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
88	5	介護保険サービスの充実	(3) 介護給付適正化事業の推進	縦覧点検・医療情報との突合		国保連合会に委託し、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認しています。 国保連合会と連携を図りながら、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検、医療と介護の重複請求が生じていないか確認を行います。	国保連合会に委託し、重複請求の全件チェックを実施した。	実施率	100.00%	100.00%	100.00%
88	5	介護保険サービスの充実	(4) 介護人材の確保・育成	【重点施策】 介護人材の確保・育成		介護保険サービスの安定的な供給体制の確保に向け、「参入促進」「定着支援」「資質向上」の取組について検討しています。国、県、近隣市町村と連携を図りながら、介護現場で働く人材の裾野の拡大や、介護従事者の離職防止・定着促進を図るための取組、介護ロボットやICTの活用による業務の効率化を目指します。 また、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、標準化等を進めることで、介護分野における文書負担軽減を図ります。	高知県中央市町介護人材連絡協議会に出席し、県及び各市町村の介護人材に関する施策等の情報交換を行った。 介護従事者の離職防止を目的とし、令和6年度に作成した「介護サービス利用者によるハラスメント防止啓発チラシ」について、新規認定者に被保険者証等を送付する際に同封し、啓発を図っている。申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、標準化等を進めるため、令和6年度から「電子申請・届出システム」の利用を開始した。令和7年度は複数事業所がこのシステムを利用して各種申請をしている。				
88	5	介護保険サービスの充実	(4) 介護人材の確保・育成	【重点施策】 介護人材確保に関する市の独自施策の検討		訪問事業所への助成金交付事業や中学生を対象とした介護の仕事に対する理解を深めてもらうための出前授業を実施しています。 市（保険者）として、人材確保に向けた支援策について、先進地等の情報収集に努め、介護サービス提供事業者の意見を取り入れながら、支援策の検討を進めます。	令和7年9月12日、鏡野中学校で開催されたキャリアチャレンジにおいて、市内通所介護事業所に協力してもらい、デイサービスの仕事についての対面型ワークショップを開催し、生徒9名が参加した。				
89	6	高齢者の活躍できる場の充実	(1) 生きがいづくりと社会参画の推進	生涯学習の充実		中央公民館事業の市民セミナーでは、市民の生活意欲向上のため、ニーズの高い教室や講座を実施しています。 今後も新しい講座や教室等を開催するとともに、現在、参加が少ない男性の参加者が増加するよう、内容や開催日時等の検討、告知・宣伝方法の見直し、課題解消に向けた取組を行い、より多くの市民が生きがいづくりに参画できる環境を整備します。	セミナー実施予定7件のうち6件が終了。 男性の参加比率の増加を目標にしているが、最近ではジェンダーフリーやジェンダーレス等の考えが浸透してきているため、アンケート等で性別を尋ねる（回答する）ことに抵抗を感じる場合がある。	市民セミナーへの男性参加者割合	5.00%	10.00%	15.00%
89	6	高齢者の活躍できる場の充実	(1) 生きがいづくりと社会参画の推進	生涯スポーツの充実		香美市体育大会やウォーキングイベント等、市主催の大会・イベントの開催や参加呼びかけ等の取組を行うとともに、参加機会の増加に向けた企画検討や、健康づくり、福祉等の分野との連携を進めます。	悪天候や運営側の人員不足、参加者の減少等の理由により、イベント・大会の開催が減少傾向にある。	大会やイベント等の実施回数	年20回	年20回	年20回
89	6	高齢者の活躍できる場の充実	(1) 生きがいづくりと社会参画の推進	老人クラブ活動の充実		老人クラブの役割を維持していくために自主性を最大限に尊重しつつ、老人クラブ連合会、単位老人クラブと連携を図りながら、老人クラブ活動を支援しています。 老人クラブは地域社会において重要な役割を担う組織であり、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、奉仕活動等の社会活動を推進していくうえで、積極的な役割が期待されますが、クラブ数、加入者数ともに減少傾向にあります。 老人クラブ活動は、重要な地域コミュニティの1つとなっているため、引き続き、存在を維持するために他団体事例を参考に、その支援の在り方を検討します。	前年度に比べ、単位老人クラブの会員が減少した。これは全国的に高齢化が進む一方で、役員のみ手が不足しており、定年引き上げや高齢者の再雇用が進む中で、地域外で多様な生き方をする人が増えたため、全体的に減少傾向にあると考えられる。	単位老人クラブ会員の増加	10人	10人	10人
89	6	高齢者の活躍できる場の充実	(2) 高齢者の就労支援	シルバー人材センターへの支援		高齢者が地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力を生かし、相互協力の下、働くことを通じて「社会参加」「生きがいの増進」に寄与することを目的として設立された香美市シルバー人材センターの運営を支援しています。 高齢者の生きがいづくりや地域活動の活性化、地域の支え合い体制の構築を促進するため、高齢者の働く場の確保に努めます。	会員数は目標値を下回ったが、契約金額・就業延人員は目標値を達成した。	会員数	225人	225人	225人
								契約金額	64,300千円	64,300千円	64,300千円
									70,405千円	68,860千円	
								就業延人員	10,620人	10,620人	10,620人
									10,300人	11,170人	
90	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(1) 健康づくりの推進・意識の向上	データヘルス計画・特定健康診査等実施計画の推進		データヘルス計画・特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導の受診率と実施率の向上、重症化予防事業等を積極的に推進しています。 生活習慣病予防に努め、将来的な介護リスクの軽減に取り組みます。	令和6年3月に「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」（計画期間：令和6年度～令和11年度）を策定した。 医療費抑制と健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の重症化疾患を減らす必要がある。	特定健康診査受診率	43.00%	46.00%	49.00%
									40.90%	41%（見込）	
								特定保健指導実施率	29.00%	36.00%	43.00%
									17.50%	23%（見込）	

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
90	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(1) 健康づくりの推進・意識の向上	健康増進事業の推進		香美市健康増進計画・香美市食育推進計画・自殺対策計画を策定し、健康づくり事業について一体的に取り組んでいます。 「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、本市の重要な健康課題である血管病（糖尿病・脳血管疾患・心疾患）対策と自殺対策について重点的に取り組めます。	R7年8月にR6年度の事業評価として健康づくり推進協議会を開催し、各計画に基づき保健事業を実施しています。いずれの保健事業も関係機関と連携し引く続き実施していきます。	香美市健康づくり推進協議会での審議	年1回	年1回	年1回
90	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(1) 健康づくりの推進・意識の向上	かかりつけ医・かかりつけ薬局等の普及		住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けるために、かかりつけ医・かかりつけ薬局があることは大切です。かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及に向け、健（検）診や一般介護予防事業等で啓発をしています。 令和4年（2022年）度実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果で、かかりつけ医がいる高齢者の割合が84.8%、かかりつけ薬局を持っている高齢者の割合が72.0%となっており、前回の令和元年（2019年）度の調査結果（かかりつけ医がある84.7%、かかりつけ薬局がある72.0%）と比較してもほぼ変化はありませんでした。今後も医療機関情報等の収集と発信に努め、医師会、薬剤師会等と連携を図りながら、かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及に取り組めます。	一般介護予防事業や相談支援業務等で、かかりつけ医・かかりつけ薬局等の普及・啓発に努めている。今後も、関係機関と連携を図り、取り組む。	かかりつけ医がいる高齢者の割合	—	80.0%以上	—
								かかりつけ薬局を持っている高齢者の割合	—	70.0%以上	—
								健康づくり団体との連携	—	集計中	—
90	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(1) 健康づくりの推進・意識の向上	健康づくり団体との連携		第4期香美市健康増進計画に基づき、糖尿病をはじめとした血管病対策について、健康づくり団体への研修会や講演会の実施、団体を通じた各地区での健康意識の向上、知識の普及啓発活動に取り組んでいます。 令和5年（2023年）度時点の3団体の会員数は、健康づくり婦人会65名、健康づくり推進員協議会60名、食生活改善推進協議会134名となっており、引き続き、会員増加に向け取り組めます。	健康づくり団体と共に地域での血管病予防啓発に取り組んでいる。また、関係部署と庁内連絡会を開催し、情報共有や連携体制の確認を行っている。引き続き関係機関と連携しながら進めていく。	血管病対策連絡会の開催	年1回	年1回	年1回
								健康づくり団体による啓発事業の実施	年1回	年1回	年1回
								研修会の開催	年3回	年3回	年3回
									年3回	年3回(見込)	
									年1回	年1回	年1回
									年1回	年1回	
90	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(1) 健康づくりの推進・意識の向上	健康づくりのための地域活動事業		市民の健康づくりや介護予防の推進を目的として、自主的に健康づくりや介護予防のための活動をする団体に補助金を交付しています。 補助金を利用する団体は少ないため、事業の周知を行い、自主的な健康づくりや介護予防のための地域活動の活性化を図ります。	現在、4件の申請があるが、申請目標数には届いていない。広く市民への周知に努めていく。	補助金申請団体数	10団体	10団体	10団体
									5団体	4団体	
91	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(2) 介護予防の推進	介護予防把握事業		総合相談支援業務や、医療機関、民生委員・児童委員等、地域住民からの情報提供等により、支援を必要としている住民を早期に把握し、必要なサービスや社会資源につなげています。 また、介護保険事業計画策定前年度には、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しています。 今後も引き続き、地域住民や関係機関との連携による把握や、3年ごとのニーズ調査による把握を行います。 さらに、令和5年（2023年）度より開始された、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、健康状態が不明な高齢者の状態把握を行い、受診勧奨等必要なサービスへつなげます。	相談支援業務で土佐山田：4名、香北・物部：3名の窓口職員を配置し、情報提供や相談のあった方に紹介し、サービス等に繋げている。 令和6年度は、健康状態不明対象者へのハイリスクアプローチにて、訪問対象23名のうち、20名に紹介し、受診勧奨や介護予防事業の案内を行った。 令和7年度は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、現在集計中である。また、健康状態不明対象者へのハイリスクアプローチにて、訪問対象29名のうち、21名に紹介し、受診勧奨や介護予防事業の案内を行った。	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	—	実施	—
									—	集計中	—
91	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(2) 介護予防の推進	介護予防講座		土佐山田圏域と香北・物部圏域において、健康づくりや終活に関する講座等を、香美市社会福祉協議会に委託・連携し、毎年3回程度開催しています。 住民が主体的に介護予防に取り組み、元気な高齢期を過ごせるよう、講演会等を開催し介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。	土佐山田圏域(未来のはてなを学ぼう)：年4回実施、計240名参加。 香北・物部圏域(かみ笑楽塾)：年2回、計54名参加。 令和7年度は、参加者に1講座につきカミカポイント50Pの付与を行った。				
91	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(2) 介護予防の推進	運動習慣づくり		運動習慣づくりとして、香美市社会福祉協議会に委託し、香美はつらつ体操を取り入れた体操教室や、ポールウォーキング教室を開催しています。 参加者には継続参加者が多いため、個々が取組を継続できる仕組みづくりや自主グループ化等を検討しています。 今後も、運動の体験、習慣化のための定期的な教室を開催します。 また、活動が継続できるように運動を通じた仲間づくりも支援します。	土佐山田圏域：体操教室・毎週金曜日に実施し、計349名（R7.11月末時点）が利用。ポールウォーキング教室と自主活動としての場を提供し、計201名（R7.11月末時点）が利用。 令和7年度の体操教室は3地区の公民館で出張体操教室を実施。 香北物部圏域：体操教室（香北）・毎週木曜日に実施。計364名（R7.11月末時点）利用。体操教室（物部）・毎週月曜日に実施。計232名（R7.11月末時点）利用。ポールウォーキングは、教室ではなく自主的に活動できるようステーションのみ開放。				

掲載ページ	基本目標	計画の体系				取組内容（現行計画記載内容）	令和7年度の進捗状況と課題	目標項目	(上段) 目標値 (下段) 実績値		
		施策の柱	施策の方向性	施策名	詳細				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
91	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(2) 介護予防の推進	生きがいがづくり		香美市社会福祉協議会に委託・連携し、高齢期の生きがいがづくりにつながるような、多様な活動の場を提供しています。 今後も必要な感染対策を講じながら、高齢者のニーズに合った事業内容を検討し、多くの人が生きがいを有する環境づくりに努めます。	土佐山田圏域：毎月2回囲碁や将棋などができる活動の場所を提供し、計423名(R7.11月末時点)利用。 香北物部圏域：毎週1回脳トレや体操教室などができる活動の場所を提供し、計378名(R7.11月末時点)利用。				
91	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(2) 介護予防の推進	自主グループ支援		令和4年(2022年)度末時点で、市内では52か所(土佐山田圏域29、香北・物部圏域23)の自主グループがあり、体操や茶話会等の活動を支援しています。 住民による主体的な活動が続けられるように、香美市社会福祉協議会に委託・連携し、自主グループ訪問や地域の集いリーダーを対象とした研修会の開催等の支援を継続します。 また、自主グループ等地域の集いにおいて、専門職によるフレイル予防の健康教育や健康相談を実施します。	出前教室を土佐山田地区：31カ所(休止中3カ所)、25回実施。香北：11カ所、11回実施。物部：8カ所、23回実施。 専門職による地域の集いでの健康教育を13回・102名に行い、気軽にできる相談窓口として市内2カ所のスーパーで47名が相談を利用した。	出前教室回数	各集い1回以上	各集い1回以上	各集い1回以上
93	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(3) 通いの場の充実	【重点施策】 交流・活動の場の確保		香美市社会福祉協議会に委託するあつたかふれあいセンター事業として、両圏域でボランティアによる活動支援と高齢者の介護予防・健康づくりにつながる居場所の開催をしています。 地域住民が積極的に交流・活動できるよう、今後もボランティアの育成、地域に出向く取組等の支援を行います。 また、地域包括支援センターより、必要性の高い人へ周知を行いつながるとともに、地域の状況に合わせた事業実施が継続できるよう、ニーズや地域課題について事業関係者等と情報交換を行います。	幅広い年代が交流できる場として、プラザ八王子等公共施設の一室を準備し、土佐山田では毎週火曜日に開催、計652名(R7.11月末時点)が利用。また、独居や高齢者世帯など戸別訪問を281件(R7.11月末時点)行っている。 香北・物部では、社会福祉協議会の場所で香北は月曜日、物部は水曜日に開催。計509名(R7.11月末時点)が利用。戸別訪問を、208件(R7.11月末時点)行っている。 今後も戸別訪問などを継続し、地域ニーズの把握と関係機関で情報共有を行い、住民の見守りを継続する。				
93	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(4) 保健事業と介護予防の一体的な実施	【重点施策】 通いの場への専門職の派遣		令和5年(2023年)4月より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を開始しています。 地域の集い等市民が集える場に出向き、専門職によるフレイル予防の健康教育や健康相談を実施します。 また、地域リハビリテーション支援体制の推進に向けて、地域包括ケア「見える化システム」を活用し、現状を把握するとともに、各関係機関等と連携して取組を進めます。	高齢介護課、健康推進課と協働で実施し、一般介護予防事業委託先である香美市社会福祉協議会と連携することで、通いの場に専門職が出向く機会を多く確保できた。まだ介入できていない通いの場もあるため、引き続き関係機関と連携し実施していく。	健康教育・健康相談実施回数	20回	30回	40回
93	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(4) 保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB等を活用した事業展開		KDB等分析データを活用し、地域の健康課題の把握に取り組みます。 また、地域の健康課題に即した事業の実施に向けて、市民保険課、健康推進課、高齢介護課で一体的実施に係る検討会を定期的に行います。	庁内検討会にて健康課題の共有、事業内容の検討を実施しており、庁内連携体制の確認ができた。そのうえで、健康寿命の延伸のため、健康状態不明者の把握や重症化リスクの高い高血糖・高血圧者への受診勧奨を実施した。	健康状態不明者の把握割合	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上
							関係部署との庁内連携会議の開催回数	26回	17回(見込)		
									年2回	年2回	年2回
									年2回	年2回(見込)	
93	7	介護予防・健康づくり施策の推進	(5) 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の推進	市独自の特別給付サービス		要介護4～5の認定を受けている市民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の介護者を対象に、おむつ等介護用品の購入費の一部を支給しています。 また、ターミナルケアに対応するため、末期の悪性腫瘍(疑い)と診断された人を対象に、介護保険の認定申請後、認定結果が出るまでの期間に在宅生活に必要な特殊寝台等を速やかに利用することができるようレンタル事業を行っています。 介護に対する経済的負担の軽減を図るため、今後もニーズの把握に努めるとともに、必要な支援について検討を行います。	事業利用者数は、介護用品支給事業がR6年度29名、R7年度27名。 が在宅介護支援事業はR6年度15名、R7年度5名が利用(R7年度は12月末時点)。 いずれの事業も、利用者を介護環境面から支えることにより在宅で過ごす本人と介護する家族のQOL向上につながっている。				